

箕面市支援教育方針の進捗について

1. 学びの場の充実について
2. 教職員の在り方について
3. 保幼小中における連続性について
4. 人権意識と障害理解について
5. 国通知について

令和5年7月18日
令和5年度第1回箕面市支援教育充実検討委員会

①学びの場の充実

- ・ 支援学級在籍や通級指導教室を利用する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する
- ・ 個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みとして全小中学校に「LITALICO教育ソフト」を導入する
- ・ 「LITALICO教育ソフト」を活用し、個別の教育支援計画及び指導計画の共有、引き継ぎを行う
- ・ 通級指導教室を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・ 通級指導教室の利用者が多い学校には、複数名の教員配置を検討する
- ・ 通常学級での学習をベースに、合理的配慮で対応することができるかを判断し、合理的配慮での対応が難しい場合は、支援を足す発想で学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 支援学級に入級を希望する場合は、必ず、支援教育を担当する指導主事により、児童生徒の見立てを行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 就学支援委員会を新たに設けるのではなく、教育委員会内の連携を強化し、情報の集約、共有を行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての「支援教育介助員」を「支援教育支援員」に移行する
- ・ 資格要件があり専門性の高い任期付職員の「支援教育支援員」を増やし、支援教育の充実を図る
- ・ 小中一貫校及び大規模校（2校）については、任期付職員の「支援教育支援員」を1人体制から2人体制にする

②教職員の在り方

- ・ 全ての教職員を対象に「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を再認識するため、研修を継続的に実施する
- ・ 全ての教職員を対象に合理的配慮や支援教育に係る研修を実施する
- ・ 「LITALICO教育ソフト」を導入し、実態に即した個別の教育支援計画及び指導計画を作成するツールとして活用する
- ・ 通常学級の授業者への専門的な指導が必要であり、専門家による授業指導の頻度を増やす
- ・ 支援教育コーディネーターが、校内巡回や支援学級担任の育成など校内で中心的な役割として動きやすくする環境整備として、小中学校5校に加配の教員を配置し、効果を検証する
- ・ 支援教育コーディネーターに対し、支援教育の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許を取得するための費用をサポートし、特別支援学校教諭免許取得による知識向上により、専門性の向上を図る
- ・ 支援教育の専門性の向上を図るために、府立支援学校に派遣研修を実施する派遣後、校内にて研修報告会を実施し、支援学校の様々な取組等について共有し、派遣教員の専門性向上だけでなく校内の支援教育の底上げを行う
- ・ 文部科学省の提言を踏まえ、本市においても、採用された教諭が支援学級担任を経験することに努め、そのための環境整備として、令和6年度より、柔軟に人事異動を実施する

③保幼小中における連続性

- ・ 「保育・幼児教育センター」を活用し、全ての保育所、幼稚園や認定こども園に対し、小学校への引き継ぎ書類について周知徹底する
- ・ 校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保する
- ・ 連続性のある支援体制を構築するため、小中一貫校の活用や希望者においては小学校と中学校の人事交流などを行う
- ・ 小学校や中学校に入学後、2、3ヶ月の間を「実態を把握する期間」とし、書面での引き継ぎでは把握できない部分について、学校と保護者が確認する期間を設定する

④人権意識と障害理解

- ・ 全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権研修をより一層充実させ、児童生徒たちが安心して過ごすことのできる学級づくりを目指す
- ・ 教員の一人一人が自分事として、全ての児童生徒が個々の発達段階において、「できた」などの成功体験を通じ、自尊感情を高めることを目指しながら、主体的、対話的で深い学びにつながる授業づくりを行う
- ・ 「ともに学び ともに育つ」教育を推進する学校をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会の確保を図る

⑤特別支援学級及び通級に係る文部科学省通知について

- ・ 各校を巡回し、学校が抱える支援教育の課題に係る相談対応や、学校全体の支援教育のスキル向上のための指導助言に特化した、「支援教育専門員」を配置する
- ・ 文部科学省の通知の主旨のとおり、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしながら、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を行い、特別の教育課程を実施する
- ・ 約40年以上前から実施している「箕面市の支援教育」を大切に、「ともに学び ともに育つ」教育を引き続き実施するとともに、検討委員会で議論を重ねた様々な方策を実施する

1. 学びの場の充実について

教育委員会の方針

- ・ 支援学級在籍や通級指導教室を利用する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する
- ・ 個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みとして全小中学校に「LITALICO教育ソフト」を導入する
- ・ 「LITALICO教育ソフト」を活用し、個別の教育支援計画及び指導計画の共有、引き継ぎを行う
- ・ 通級指導教室を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・ 通級指導教室の利用者が多い学校には、複数名の教員配置を検討する
- ・ 通常学級での学習をベースに、合理的配慮で対応することができるかを判断し、合理的配慮での対応が難しい場合は、支援を足す発想で学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 支援学級に入級を希望する場合は、必ず、支援教育を担当する指導主事により、児童生徒の見立てを行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 就学支援委員会を新たに設けるのではなく、教育委員会内の連携を強化し、情報の集約、共有を行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての「支援教育介助員」を「支援教育支援員」に移行する
- ・ 資格要件があり専門性の高い任期付職員の「支援教育支援員」を増やし、支援教育の充実を図る
- ・ 小中一貫校及び大規模校（2校）については、任期付職員の「支援教育支援員」を1人体制から2人体制にする

1. 学びの場の充実について

1 自立活動の実施状況

- ・教育委員会の方針として、各校が自立活動の必要性を再認識し、一人一人に合わせた適切な内容と時間数で実施できることをめざしている。
- ・各校ヒアリングや定期的な巡回で各校の自立活動の実施状況を把握するとともに、各校巡回時や支援教育担当者会で自立活動の具体的な実施方法や実施のための体制づくりについて指導助言を実施している。
- ・支援教育コーディネーターが中心となり、学校全体として自立活動の必要性を認識したうえで支援教育を進めることで、一人一人に必要な時間を把握し、個々の指導計画に基づき、適切な自立活動を実施している学校が増加している。

確認項目

各校、適切な自立活動を実施するうえで、困っていることや悩んでいることはあるか。

1. 学びの場の充実について

2 LITALICO教育ソフトの導入状況

- ・ 全校でLITALICO教育ソフトを使用して個別の指導計画等の作成を開始している。
(今年度の作成対象：小学1年、6年、中学1年 / 支援教育検証校は、全学年で作成)
- ・ 令和5年度、作成対象（支援学級）の学年以外についても、保護者が作成を希望する場合は対応する旨の案内を保護者に周知している。

3 通級指導教室の全校設置

- ・ 令和5年度、全校設置済み。
- ・ 新設の通級指導教室の担当者が、安心して教室運営ができるように、6月までに研修会を3回実施した。

4 通級指導教室利用者が多い学校への複数名の教員配置の検討

- ・ 現状、1校で26名を超える学校はない状況である。

1. 学びの場の充実について

5 合理的配慮

- ・箕面市支援連携協議会において、学識経験者、学校教職員、保護者、支援学校教職員、医療関係者、障害者団体など様々な立場のかたと意見交換を実施した。
- ・インクルーシブ教育や合理的配慮について、全教員が参加する研修を実施予定である。

確認項目

合理的配慮を実施するうえで、困っていることや悩んでいることはあるか。

1. 学びの場の充実について

6 支援学級の入級に係る教育委員会内での連携強化

- ・ 学びの場のあり方について、小学校新1年生、中学校新1年生の保護者に説明会を実施済み。
- ・ あいあい園、担当部局と連携強化について協議を実施している。

確認項目

学校現場としての、支援学級の入級への課題はあるか。

7 任期付支援教育支援員の増員

- ・ 小中一貫校（とどろみの森学園、彩都の丘学園）
4月1日付けで各校2名の任期付支援教育支援員の配置済み。
- ・ 大規模校（西小学校、豊川南小学校）
6月1日付けで各校2名の任期付支援教育支援員の配置済み。

2. 教職員の在り方について

教育委員会の方針

- 全ての教職員を対象に「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を再認識するため、研修を継続的に実施する
- 全ての教職員を対象に合理的配慮や支援教育に係る研修を実施する
- 「LITALICO教育ソフト」を導入し、実態に即した個別の教育支援計画及び指導計画を作成するツールとして活用する
- 通常学級の授業者への専門的な指導が必要であり、専門家による授業指導の頻度を増やす
- 支援教育コーディネーターが、校内巡回や支援学級担任の育成など校内で中心的な役割として動きやすくする環境整備として、小中学校5校に加配の教員を配置し、効果を検証する
- 支援教育コーディネーターに対し、支援教育の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許を取得するための費用をサポートし、特別支援学校教諭免許取得による知識向上により、専門性の向上を図る
- 支援教育の専門性の向上を図るために、府立支援学校に派遣研修を実施する
派遣後、校内にて研修報告会を実施し、支援学校の様々な取組等について共有し、派遣教員の専門性向上だけでなく校内の支援教育の底上げを行う
- 文部科学省の提言を踏まえ、本市においても、採用された教諭が支援学級担任を経験することに努め、そのための環境整備として、令和6年度より、柔軟に人事異動を実施する

2. 教職員の在り方について

1 研修の実施

- ・教育的ニーズに応じた様々な研修を実施している。

<研修項目（一部抜粋）>

| 実施日 | 研修名 | 対象者 |
|-------|--|------------------------|
| 5月24日 | 合理的配慮・基礎的環境整備について（ポジティブ行動支援を踏まえた校内体制づくり） | 支援教育検証校の教職員・受講を希望する教職員 |
| 8月22日 | 通常学級の支援体制について（ユニバーサルデザイン化をめざした学校及び授業づくり） | 受講を希望する教職員 |
| 8月4日 | 教育的ニーズに応じた支援について（RTIモデルに基づく支援体制づくり） | 支援教育検証校の教職員・受講を希望する教職員 |
| 8月8日 | 教育的ニーズに応じた支援について（自閉スペクトラム症傾向のある児童生徒へのアプローチや支援方法について） | 受講を希望する教職員 |

2. 教職員の在り方について

2 専門家による授業指導

- ・ 専門家による様々な研修を通して指導を実施している。

<研修項目（一部抜粋）>

| 実施日 | 研修名 | 対象者 |
|---------------|--------------------------------------|-------------|
| 4月13日 | 通級指導教室とは何か －子どもの特性に対応する最前線－ | 通級指導教室担当者 |
| 6月12日 | 自立活動につながる作業療法の視点 | 通級指導教室担当者 |
| 7月下旬～ 8月上旬 | 合理的配慮・基礎的環境整備について | 支援教育検証校の教職員 |
| 10月 | 教育的ニーズに応じた支援について（RTIモデルに基づく第一層支援の充実） | 支援教育検証校の教職員 |

3 支援教育コーディネーターの加配

- ・ 5校に支援教育コーディネーターの加配を実施済み。
- ・ 毎月、加配の支援教育コーディネーターとLITALICO教育ソフトの活用や通常学級と支援学級の連携方法について協議を実施している。

2. 教職員の在り方について

4 支援教育コーディネーターの特別支援学校教諭免許の取得

- ・ 支援教育コーディネーターの特別支援学校教諭免許の取得について手続きを開始。
- ・ 多くの学校からエントリーがあり、全校に必ず特別支援学校教諭免許の取得者がいる環境を整備できる予定である。

5 府立支援学校への研修派遣

- ・ 府立豊中支援学校への派遣研修を5月に実施済み。（小学校4名、中学校2名）
- ・ 研修派遣者による支援学級担任向けの報告会を実施予定である。

6 支援学級担任を経験するための人事異動ルールの整備

- ・ 文部科学省の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」の方策で示された「採用後10年以内に支援教育を複数年経験する」を実現するための環境整備について、教育委員会内で協議を実施している。

3. 保幼小中における連続性について

教育委員会の方針

- ・「保育・幼児教育センター」を活用し、全ての保育所、幼稚園や認定こども園に対し、小学校への引き継ぎ書類について周知徹底する
- ・校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保する
- ・連続性のある支援体制を構築するため、小中一貫校の活用や希望者においては小学校と中学校の人事交流などを行う
- ・小学校や中学校に入学後、2、3ヶ月の間を「実態を把握する期間」とし、書面での引き継ぎでは把握できない部分について、学校と保護者が確認する期間を設定する

3. 保幼小中における連続性について

1 保育幼児教育センターを活用し、引き継ぎについて周知

- 5月12日に保育幼児教育センターと連携し、公立、私立の全園所に対し、接続研修会を実施した。
- 内容は、就学引き継ぎシートの作成方法、本市の支援教育方針、支援学級への入級基準、就学引き継ぎシートの提出基準等について研修を実施した。

3. 保幼小中における連続性について

2 校区連携の強化、小中一貫校の活用、小学校と中学校の人事交流

- ・ 校区の研究課題に、「支援教育の推進」が設定されている状況である。
(一中校区・五中校区・六中校区)

【一中校区の事例】

- ・ 今年度から校区連携会議の中に「支援教育部会」を新たに立ち上げた。
- ・ 毎月、箕面小、西小、一中の教員が参加し、情報共有や協議を実施している。
- ・ 小中の校種を越えて授業を見あう期間を設定し、中学校の授業を小学校の教員が見学する機会が設けられた。
- ・ 引き継ぎについても、例年よりも密に連携を図る予定である。

確認項目

連携における、「小学校側から見た課題」
「中学校側から見た課題」はあるか。

3. 保幼小中における連続性について

3 入学後2、3ヶ月の間を「実態を把握する期間」として設定

- ・ LITALICO教育ソフトによる見立てを行い、実態の把握により、適宜、個別の指導計画、個別の教育支援を必要に応じて修正を実施している。

確認項目

実態を把握する期間として、2、3ヶ月としたが、適切な期間設定であったかどうか。

4. 人権意識と障害理解について

教育委員会の方針

- 全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権研修をより一層充実させ、児童生徒たちが安心して過ごすことのできる学級づくりを目指す
- 教員の一人一人が自分事として、全ての児童生徒が個々の発達段階において、「できた」などの成功体験を通じ、自尊感情を高めることを目指しながら、主体的、対話的で深い学びにつながる授業づくりを行う
- 「ともに学び ともに育つ」教育を推進する学校をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会の確保を図る

4. 人権意識と障害理解について

1 人権研修の実施

- ・夏季休業期間中の人権課題別研修を人権教育担当者に悉皆で実施予定である。

<研修項目（一部抜粋）>

| 実施日 | 研修名 | 対象者 |
|-------|---------------------|-----------|
| 7月26日 | 人権教育研修入門（部落問題） | 初任者＋希望者 |
| 8月4日 | 人権教育研修入門（多文化共生） | 初任者＋希望者 |
| 9月 | 人権教育研修入門（支援教育） | 初任者＋希望者 |
| 7月28日 | 人権教育研修Ⅰ（人権教育の授業づくり） | 2年目教諭＋希望者 |

4. 人権意識と障害理解について

2 主体的、対話的で深い学びを保障する授業づくり

- ・教育課程のヒアリングで現状の確認済み。
- ・どの学校も主体的、対話的な授業づくりについて推進していることを確認済み。
- ・教育課程ヒアリングでは担当校区指導主事から適宜助言を実施している。
- ・教育専門監の活用や校内での研修のあり方も学校ごとに進めている。

3 児童生徒が主体的に考えられるような機会の確保

- ・箕面市人権教育研究会と連携し、「児童の権利に関する条約」の理念に基づく「こども基本法」について取り上げ、子どもたちが学校づくりや学級づくりに対して、自分の意見を表明し、主体的に関わっていくことができる各校の取組を整理し、今後の実践につなげる予定である。

5. 国通知について

教育委員会の方針

- ・各校を巡回し、学校が抱える支援教育の課題に係る相談対応や、学校全体の支援教育のスキル向上のための指導助言に特化した、「支援教育専門員」を配置する
- ・文部科学省の通知の主旨のとおり、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしながら、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を行い、特別の教育課程を実施する
- ・約40年以上前から実施している「箕面市の支援教育」を大切にし、「ともに学びとともに育つ」教育を引き続き実施するとともに、検討委員会で議論を重ねた様々な方策を実施する

5. 国通知について

1 支援教育専門員の配置

- ・ 専門性の高い支援教育専門員を人権施策室に配置し、各校への巡回を日々実施している。
- ・ 具体的には、5月までに各校を巡回し、管理職と支援学級の実態について情報共有を実施した。
- ・ 6月以降は、①重点的に支援や指導が必要な学校 ②要請があった学校を中心に巡回及び支援を実施している。

2 特別の教育課程の実施

- ・ 教育課程のヒアリングで現状の確認済み。
- ・ 指導主事が学校を訪問し、必要な特別の教育課程について、学校の管理職、支援学級担任と協議を実施している。（1学期中に全校と協議予定）

確認項目

特別の教育課程について、学校内での認識のズレは少しずつ是正されてきているか。

何か、有効な手立てはあるか。